

## 木更津市規則第34号

### 木更津市意見公募手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市意見公募手続に関する条例（平成18年木更津市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第6条第1項の実施機関が定める方法)

第3条 条例第6条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 行政資料室での閲覧
- (3) 図書館での閲覧
- (4) 木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年木更津市条例第2号）に規定する木更津市地域交流センターでの閲覧

(条例第7条第1項の実施機関の定める方法)

第4条 条例第7条第1項の実施機関の定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子メールによる提出
- (2) ファクシミリによる提出

(運用状況の公表)

第5条 条例第15条の規定による運用状況の公表は、市のホームページへの掲載により行うものとする。

(条例第15条第4号の規則で定める事項)

第6条 条例第15条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 意見公募手続の進捗状況
- (2) 意見公募手続により、提出された意見の数

附 則

この規則は、公布の日から施行する。